

主債務と保証債務の時効

弁護士 永井 弘二

第1 はじめに

貸金債権等の一般の債権の消滅時効は10年ですが（民法167条1項）、会社の貸金債権は「商行為」に基づく債権として5年で時効消滅し（商法522条、503条、52条）、物の売掛金などは2年の短期消滅時効に服することになります（民法173条1号）。こうした債権についての連帯保証人の保証債務も、保証債務の附従性により主債務の時効消滅によって同様に消滅することになる他、保証債務自体の時効ということもあり得ます。

他方、判決等で認められた債権の時効期間は10年に伸長されます（民法174条の2）。

このように主債務と保証債務の時効期間は、具体的事案によっては食い違いが生じることがあり、さらに、主債務者の破産、保証人の破産などの事態が生じた時の時効期間は、結構、複雑な問題を呈することがあります。

ここでは、本来5年の時効に服する債権について、主債務者と連帯保証人がいるという前提で、こうした債権の時効管理について整理してみたいと思います。

第2 主債務者に対するアクション等による時効中断

1 主債務者の弁済等

弁済は、原則として債権全体の存在を認めた上で、の行為ということ、で、「承認」として時効中断効が発生するとされています（民法147条3号）。主債務者が弁済を続けている間は、主債務については時効が中断し常に最終の弁済から5年間の時効期間が進行するということになります。

そして、連帯保証債務についても、保証債務の附従性により、同様に主債務者の最後の弁済から5年間の時効期間が進行します。このことは、主債務者について、「請求」「差押」等の時効中断事由（民法147条1号、2号）が生じた場合も同様です（民法457条1項）（物上保証債務につき最判平成7年3月10日判時1525p59）。

2 主債務者に対する判決等の取得

それでは、主債務者のみに対して判決を取得した場合、主債務の時効期間は10年となりますが（民法174条の2）、保証債務の時効期間はどうか。

この場合も、民法457条1項により、保証債務の附従性として、保証債務も10年の時効期間に伸長されます（最判昭和43年10月17日判時54

0p34、最判昭和46年7月23日判時641p62）。

3 このように主債務者について生じた中断事由は、原則として保証人にも同様の効力を及ぼします。

なお、和歌山地裁田辺支部判決平成9年11月25日（判時1656p129）は、包括保証ではない特定保証について、債権者の請求が権利濫用であるとしました。事案は、主債務者が破産して債権者の破産届出により時効中断したところ（後記第5）、破産手続が約7年かかって終結し、終結後の時効ぎりぎりになって債権者が保証人に対して請求訴訟を提起したというものでした。裁判所は、債権者は破産手続中でも保証人に請求できること、請求金額が極めて多額であり、早期に請求されていれば保証人も早期に破産等の整理手段を講じて更生を図ることができたことなどを理由に、債権者の請求を権利濫用として退けたのです。いわゆる包括保証の場合に請求の一部ないし全部が権利濫用として否定されることがあるのは最高裁も認める法理ですが、特定の債務についての保証が権利濫用として否定されたのは極めて珍しいケースです。この判決を前提にすると、単に時効管理のみしていれば足りるとも言えなくなりそうです。ただ、その後、同種の判決は未だ無いようです。

第3 連帯保証人に対するアクション等による時効中断

1 保証債務の中断事由の主債務への効果

逆に、連帯保証人に対して生じた事由は、原則として主債務者の時効期間には影響しません。

唯一とっていい影響する事由は、「連帯」保証人に対する「請求」になります。ここでの請求というのは、民法147条1号の「請求」であり、訴訟や支払い命令の申立等となります（民法149条～153条）。連帯保証人に対する請求は、「連帯」保証債務について、連帯債務の絶対効の規定が準用されるため（民法434条、458条）、連帯保証人に対する「請求」が主債務者に対しても効力を及ぼすことになるのです（手形債務につき最判昭和48年9月7日判時718p48）。

この「請求」以外の時効中断事由が連帯保証債務に生じても、主債務は影響を受けることはありません（大判昭和12年11月2日等）。

2 確定判決等による時効期間の伸長と主債務

それでは唯一主債務者に対して効力を及ぼす「請求」、訴訟手続により連帯保証人に対して判決を取得した場合はどうなるのでしょうか。

連帯保証債務自体の時効期間は、民法174条の2により10年間に伸長されます。この効果が主債務に及んで、主債務の時効期間も10年に伸長されるのか

が問題となります。

大審院判決昭和29年9月10日や東高判平成6年11月15日(判時1481p139)、東京地判平成8年8月5日(金融法務1481p61)などは、主債務の時効期間は10年には伸長しないとしています。民法174条の2の効力は当事者のみについて生じるに過ぎないというのがその理由です(なお、主債務が10年に伸びた時の保証債務については、保証債務の附従性があるため、これら判決の結論と前記最高裁の結論が齟齬するわけではありません。)。現時点で最高裁の判断はありませんが、私見としては、これら地裁、高裁判決を維持するのではないかと思っています。

結論としては、連帯保証人に対する「請求」は、時効中断の効力としては主債務者に及ぶが、連帯保証人に対して判決等を得ても、主債務の時効期間まで10年となるわけではなく、5年のままに過ぎない(主債務については連帯保証人に対する訴え提起時に中断し(民事訴訟法147条)、その裁判確定から5年の時効期間が進行する(民法157条。))ということになります。

3 保証人による主債務の時効援用

そこで次に問題になるのは、このような保証債務の時効期間が10年となったにも関わらず、主債務の時効期間が5年のままの場合など、主債務の時効が先に完成した場合の問題です。

この問題は、保証人が主債務の時効を援用できるか、という形で現れます。つまり、保証人が保証債務ではなく、主債務の時効を援用できれば、主債務が時効消滅する結果、保証債務の附従性により保証債務も消滅するからです。

この問題は古くから議論されており、法的な理由の付け方はやや混乱している観もありますが、結論としては、一致して保証人の主債務時効の援用を認めています(大審院時代の判例は多く、最高裁も昭和43年9月26日判決(判時535p48)で物上保証人の時効援用権を認め、次いで昭和45年6月18日判決(判時597p109)により手形保証債務につき手形主債務の時効消滅を援用できるとしています。)

したがって、債権者として時効管理する際には、保証人に対する時効管理だけでは危険ということになります。

第4 10年に伸長後の弁済等による時効期間

債務者に対して判決等により10年に伸長した時効中断をした場合、その後、債務者が弁済等をした場合の時効の期間はどのようなのでしょうか。

判決等で10年に伸長された時効は、判決の確定時等から再進行します(民法157条)。ここでの問題は、その後、さらに弁済等の時効中断事由が生じた時

のことになります。

1つの考え方は、弁済等は判決等ほどの公証力がないことから5年の中断効しかなく、判決による10年と弁済による5年の長い方の時効期間が残っているとするものです。もう1つは、一旦、判決で強く確認された権利だから、以後は、どういった事由による中断効も10年となるとするものです。

実は、この点は現時点では最高裁の結論はありません。大阪地判平成10年9月24日(金融法務1534p72)は、後者、つまり弁済等による中断事由でもさらに10年の時効期間が進行するとしています。

なかなか微妙な問題で、大阪地裁の結論を支持したいとは思いますが、時効管理としては前者で行うのが無難と言えます。

第5 破産と時効の関係

1 破産手続による時効中断事由

主債務者が破産した場合、管財人が選任されない同時廃止手続の場合には、法律上、破産手続に即した時効中断事由はなく、破産終結(免責)に至るまでは通常の時効管理をする必要があります(破産免責された場合の保証人の立場は後述するとおりです。)

破産管財人が選任された手続の場合は、債権届出自体が「請求」の一態様として時効中断事由となります(民法147条1号、152条)。そして、破産管財人による債権調査の結果、債権表に記載された場合には、確定判決と同一の債務名義として(破産法242条)、10年の時効期間に伸長されます(民法174条の2)。

2 主債務者破産の場合の保証債務の時効期間

主債務については上記の内容となりますが、主債務者はいずれにせよ破産しているわけで、それ自体としては議論の実益はほとんどありません。そこで主債務の時効が上記のとおりであるとして、保証債務の時効がどのような影響を受けるかということが問題となります。

この場合も、保証債務の附従性により、主債務を受けた時効中断効は、保証債務にも及ぶこととなります(会社更生につき最判昭和53年11月20日判時912p55、破産につき最判平成7年3月23日判時1527p82)。

そして、保証債務の時効進行は、破産手続が終了した時から進行することになります(同判例)。つまり、主債務者の破産手続によって債権確定された場合の保証債務は、破産手続終了(廃止)・確定から、10年の時効期間が進行するというようになります。

なお、近時、簡易管財として必ずしも債権確定手

続をしない破産管財手続が京都地裁でも始まっていますが、この場合は、債権届出による時効中断効となりますので、債権届出により時効中断し破産廃止確定により5年の時効期間が進行するということとなります。

主債務者に会社更生や民事再生などの事由が生じた場合も、基本的には同じ事になります（時効の再進行は認可決定確定からです）。但し、個人再生手続の場合は、債権届出に時効中断効はありますが（民事再生法98条。なお224条、225条、給与所得者再生につき244条参照）、債権表の記載に判決と同一の効力はありませんので（同104条3項が238条で適用除外とされている。給与所得者再生につき245条）、時効期間は5年となります。

3 主債務者破産の場合の保証人による主債務者の消滅時効援用

近時、比較的大きな問題となったのが、主債務者が破産した後、保証人が主債務者の消滅時効を援用できるのか、ということでした。つまり、債権者としては、既に破産した主債務者に対して、訴訟等の時効中断を図ることはない一方、もし破産した主債務につき時効進行しているとすると、保証人が主債務の時効を援用する余地があるのではないかということでした。

まず、主債務者が会社でない自然人の場合には、破産免責の効力論（「自然債務」といって請求や強制執行ができなくなるだけで債権としては残るといった議論）や、「連帯」保証人に対する訴訟により主債務も時効中断できることなども絡んで、ややこしい議論が続いたのですが、最判平成11年11月19日（判時1695p66）は、主債務者（自然人）に破産免責決定が確定した場合は、免責された主債務に対する履行請求等ができないのであるから、時効進行の起算点がなく（民法166条1項）主債務の時効進行を観念する余地はないから、保証人は主債務の消滅時効を援用できないとして、この問題に一定の結論を出しました。

しかし、まだ、主債務者が会社等の法人の場合はどうかが問題として残されました。この点も、破産した法人も清算法人として法人格が残るのではないかな等の議論が絡んで、主債務者が自然人の破産についての最高裁判決が直ちに主債務者が法人の破産の場合に及ぶことにはならなかったのです。

そして、この問題も、最判平成15年3月14日（金融法務1568p42）により解決されることになりました。同判例は、会社が破産宣告を受けた後破産終結決定がされて会社の法人格が消滅した場合には、会社の債務も消滅するものと解すべきで、

会社についての消滅時効を観念する余地はなく、保証人は主債務の消滅時効を援用できないとしました。

4 主債務者破産後、保証人が複数いる場合の管理

以上から、主債務者が破産した場合の保証債務については、主債務者の破産手続によって主債務の時効期間に変容がある場合には、その変容を前提として、破産終結後、保証債務のみについて時効管理することになります。

そこで、保証人が複数人いる場合には、原則として個別に時効管理せざるを得ないということになります。この点で、従前主債務者に対する時効中断効が全保証人に及んでいた状況とは異なることとなります。

こうした点につき、最判昭和43年11月15日（判時542p43）は、保証人の1人に対する債務免除が他の保証人に対して効力を及ぼすかという事案について、「保証人が連帯して保証債務を負担する旨特約した場合（いわゆる保証連帯の場合）、または、商法511条2項に該当する場合でなければ、各保証人間に連帯債務ないしこれに準ずる法律関係は生じないと解するのが相当」として、原則として、保証人1人について生じた事由の効力は他の保証人には及ばないとしました。

ここで「保証連帯」（民法465条2項参照）と認められるためには、どういった事情が必要かが問題になりますが、通常は、この立証は困難ではないかと思えます。学説的には各保証人が1つの保証契約で連帯して保証した場合に保証連帯となると解説されていますが、具体的にどういった場合に「1つの保証契約で連帯して」保証したと判断されるのかは、必ずしも明確ではありません。上記最高裁が「特約」という言葉を使っているところを見ても、契約書上で明示されていることが必要ではないかと思われ（いずれにせよ、この「保証連帯」というのは、実務的にもあまりなじみの深い概念ではありません）。

商法511条2項というのは、「主債務や保証債務が「商行為」によって生じた時は、保証は連帯保証となる」という規定ですが、この場合に複数の保証人がいる場合には、保証人相互も連帯関係が生じることを、この最高裁判例も一応認めたと評価できると思えます。

そこで、主債務者が会社の場合には、原則としてその主債務は商行為により生じたものとなり、その債務の保証人は相互に連帯することになって、保証人1人に対する「請求」（訴訟等）は、他の保証人に対しても時効中断効を生じると考えて良いと思わ

れます。但し、この場合、判決を取得した保証人の時効期間は10年ですが、他の保証人については5年となります。

他方、主債務が商行為でない場合に、保証人の1人だけが会社であったような時は、それだけで保証人間に保証連帯関係が生じるのか否かについては、少なくとも明確な最高裁判例はないようですので、直ちに保証連帯があるとの前提での時効管理は危険かと思えます。

第6 おわりに

以上、主債務と保証債務の時効について、できるだけ整理して端的にまとめてみました。この他にも、時効完成後の債務承認の問題や、抵当権等の物上保証に絡んだ問題など、さらに整理しなければならない問題もありますので、次の機会に譲ります。

以 上

O I K E
L A W
O F F I C E

